

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第142号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第32条中「納入期限」を「納期限」に改める。

第33条第1項中「普通財産の貸付料の納入に関し督促を受けた者は、当該貸付料」を「市長は、前条の規定により督促をしたときは、貸付料」に、「納入期限」を「納期限」に、「納入した」を「納入の」に改め、「までの」の右に「期間の」を加え、「14.5パーセント」を「14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）」に、「納入しなければならない」を「徴収する」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の延滞料の金額を計算する場合において、その計算の基礎となる貸付料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその貸付料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した延滞料の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第43条前段中「7.25パーセント」を「7.3パーセント」に改め、同条後段を削り、同条に次の3項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 第1項の利息の金額を計算する場合において、その計算の基礎となる売払代金又は交換差金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその売払代金又は交換差金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した利息の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則第4項を削る。

附則第5項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則に次の2項を加える。

(延滞料の割合の特例)

5 当分の間、第33条第1項(第25条において準用する場合を含む。)に規定する延滞料の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(延納利息の割合の特例)

6 当分の間、第43条第1項に規定する利息の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

第9号様式1中「納付額」を「納入額」に改め、「使用料の額に、」を削り、「納付期限」を「納期限」に、「納付した」を「納入の」に改め、「までの」の右に「期間の」を、「応じ、」の右に「納入額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に」を加え、「14.5パーセントの割合」を「14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))」に、「納付されて」を「納入されて」に、「納付して」を「納入して」に、「納付済み」を「納入済み」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 「特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

第9号様式2中「貸付料の額に、納付期限」を「納期限」に、「納入した」を「納入の」

に改め、「までの」の右に「期間の」を、「応じ、」の右に「納入額（１，０００円未満の端数があるとき，又はその全額が２，０００円未満であるときは，その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に」を加え、「１４．５パーセントの割合」を「１４．６パーセント（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については，年７．３パーセント）の割合（各年の特例基準割合が年７．３パーセントの割合に満たない場合は，年１４．６パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合，年７．３パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には，年７．３パーセントの割合））」に，「納入期限」を「納期限」に改め，同様式に注として次のように加える。

注 「特例基準割合」とは，各年の前年に租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいいます。

附 則

（施行期日）

１ この規則は，平成２６年１月１日から施行する。

（適用区分）

２ この規則による改正後の京都市公有財産規則（以下「改正後の規則」という。）第３条（改正後の規則第２５条において準用する場合を含む。），第４３条並びに附則第５項及び第６項の規定は，延滞料及び延納利息のうち平成２６年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し，同日前の期間に対応するものについては，なお従前の例による。

（経過措置）

３ 改正後の規則第３２条（改正後の規則第２３条，第２５条及び第４２条において準用する場合を含む。）に規定する納期限が平成２５年１２月３０日以前である場合における改正後の規則第９号様式の規定の適用については，同様式１注以外の部分及び同様式２注以外の部分中「各年」とあるのは，「平成２６年１月１日以前の期間については年１４．５パーセントの割合，同日以後の期間については当該期間の属する各年」とする。

（行財政局財政部財産活用促進課）